（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・

アフリカ総局長　ユリ・タムリン

インドネシア共和国駐在

日本国特命全権大使　鹿取克章閣下

○外務省告示第五十一号

平成二十五年二月五日にニューデリー（インド）で、サルパン県タクライ灌漑システム改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サルパン県タクライ灌漑システム改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　八木毅在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十五年二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五十二号

平成二十五年二月五日にニューデリー（インド）で、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　八木毅在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十五年二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町島字大平四二八七、四二八八の一、四三〇〇、四三〇三、四三〇五の一、四三〇五の三、四三〇八、美並町山田字宮下一の二、字大門六〇八の一から六〇八の三まで、字夏焼平一二二五の一〇、一二二五の一六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町神谷字北山一の一から一の三まで、字八岡二の一、二の二、二の四、二の六、二の八から二の一二まで、二の一六から二の二一まで、二の二七から二の二九まで、字寺谷四の一、四の二（次の図に示す部分に限る。）、四の三から四の一六まで、四の一九、四の二一、四の二二、四の四三（次の図に示す部分に限る。）、四の四八、四の五〇、字森谷五の一から五の三まで、五の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市・上川郡愛別町・瀬棚郡今金町・島牧郡島牧村（以上一市二町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　風害の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

五㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市・広尾郡広尾町（以上一市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに千歳市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県常陸太田市上大門町字北山一七九七の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市上津江町上野田字ハマリウシ一九七三の一一、一九七三の一三、一九七三の一九から一九七三の二四まで、一九七三の二七、一九七三の三〇、一九七三の三一、一九七五の三の三、一九七五の一七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市字大江灘九八〇四の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）